平成２２年（フ）第４０６号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄5531番地
債務者　國定　　靖
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄679番地パナハイツ202号
債務者　富田　由香
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県京都郡苅田町大字稲光710番地45町営住宅52号
債務者　田村　和弘
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
北海道釧路郡釧路町豊美２丁目14番地35
債務者　大熊　恵美（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３０９号
釧路市材木町７番４号　ミキハイツ
債務者　大崎　延子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３１２６号
横浜市港南区芹が谷４丁目17番10号
債務者　清宮　清実
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２７３号
横浜市西区南浅間町31番地の11　洪福寺ビル205
債務者　小林　邦博
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８９号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目３番16号　富岡方
債務者　松村　則彦
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０６号
横浜市保土ケ谷区川島町859番地２　グリーンハイツＣ―203号
債務者　内倉　太郎
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３３９号
神奈川県綾瀬市上土棚中１丁目８番37―103号
債務者　大山イワ子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３４９号
神奈川県大和市桜森２丁目12番６号　ウィンベルソロ相模大塚第４―105号
債務者　山崎惠美子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３５４号
横浜市旭区左近山171番地の３　左近山団地５街区４棟404号
債務者　木下利枝子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４１号
川崎市麻生区上麻生７丁目20番１号　スターハイツ202
債務者　佐藤　裕介
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
川崎市幸区南加瀬１丁目14番33号　首都圏ホーム２Ｆ
債務者　戸來　勝敏
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
川崎市宮前区宮崎１丁目11番地59　メゾン杉崎201
債務者　森畑　富美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係